

本学の他学部又は他学科における授業科目の履修等に関する規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は学則第19条の5による本学の他学部又は他学科における履修の取り扱いに関して必要事項を定める。

(履修の範囲)

第2条 履修できる科目は、「他学部他学科開放科目」として各学部・学科より公表された授業科目（選択科目）とする。

2 履修できる単位数は、経営学部の学生は16単位を上限とし、卒業要件として認められる単位数は14単位までとする。また、人間健康学部の学生は16単位を上限とし、卒業要件として認められる単位数は8単位までとする。

3 他学部又は他学科における授業科目の単位数は、各学期に履修登録できる授業単位数に含めるものとする。

(受講の制限)

第3条 本規程による受け入れについては、科目の性格および教室の収容定員等によって、受け入れる人数を制限することができる。

(履修の承認)

第4条 前条による履修に当たっては、学生の所属する学部長の承認を得なければならない。

(履修手続き)

第5条 履修を希望する者は、各学期始めの定められた期間に「他学部他学科科目履修願」を教務課へ提出しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成19年度入学生より適用する。
- 3 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、改正（第4条、第5条、第6条）により平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。